

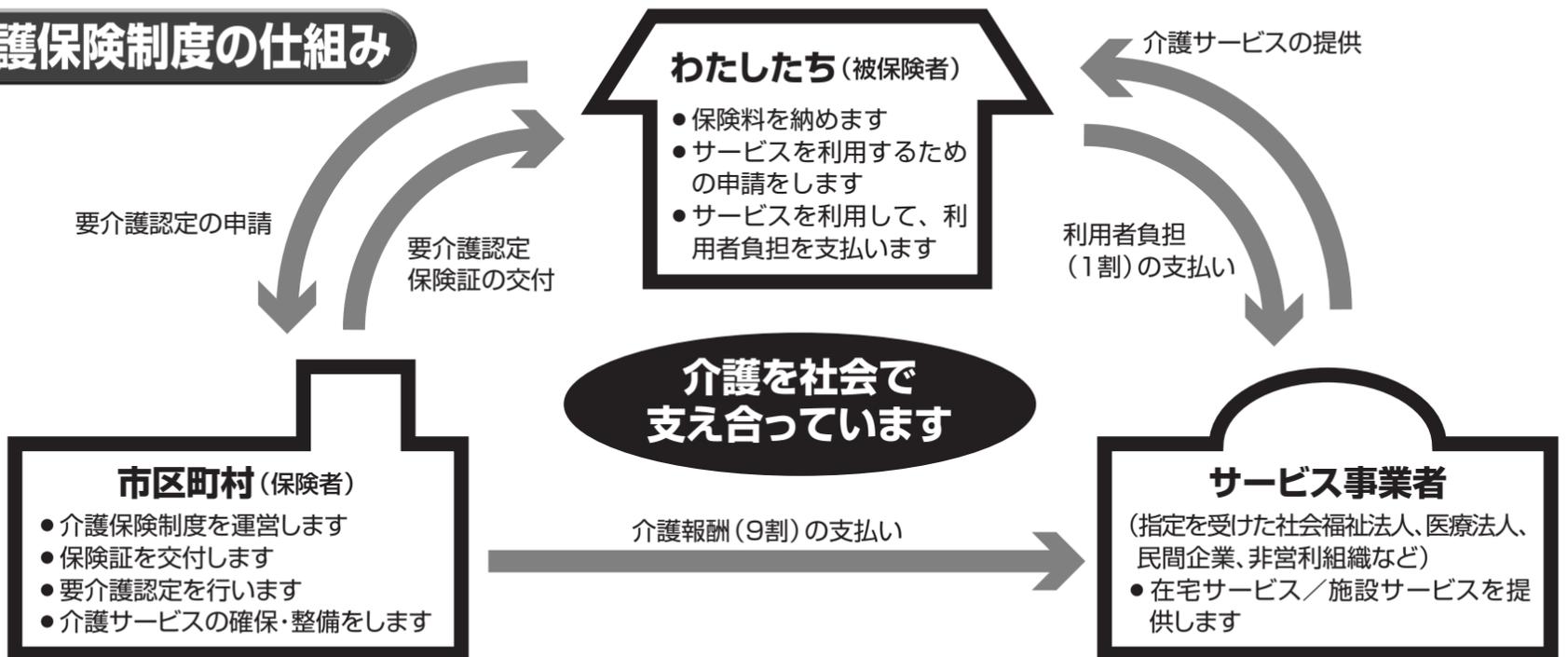
# みんなで支える

# 介護保険

介護保険制度が施行されてから5年が経過し、制度の仕組みも市民の皆さんにご理解されてきています。介護保険制度の財源は、市民の皆さんに支えられて成り立っています。

これからも制度の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

## 介護保険制度の仕組み

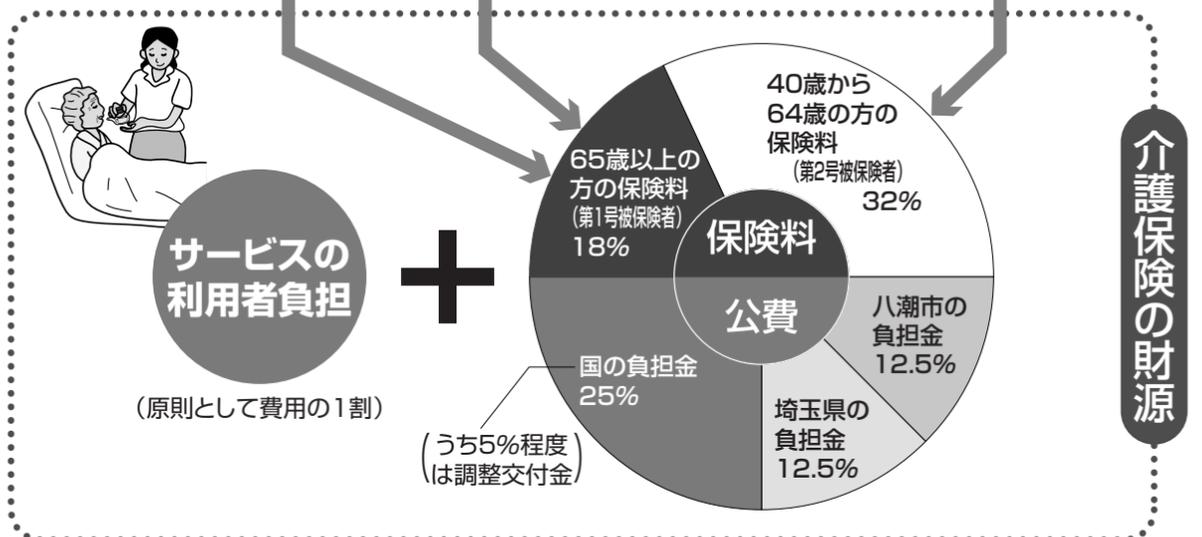


## 介護保険の被保険者と財源

40歳以上の方は、介護保険の被保険者となります。年齢によって、第1号被保険者と第2号被保険者の2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件や、保険料の決まり方・納め方が異なります。(第2号被保険者は、医療保険加入者が該当)

<h3>65歳以上の方は第1号被保険者</h3> <p>介護サービスを利用できるのは 介護が必要であると認定された方 65歳になった月に 保険証が交付されます こんなときに保険証が必要で す 要介護認定の申請(更新) 介護サービス計画作成の依頼 介護サービスの利用など</p>	<h3>40歳から64歳の方は第2号被保険者</h3> <p>介護サービスを利用できるのは 老化が原因とされる病気(特定 疾病)により介護が必要であると 認定された方 <b>特定疾病</b> 初老期における認知症・脳血管 疾患など老化に伴う病気 (15の疾病)</p>
--	--

<h3>第1号被保険者の保険料は?</h3> <p>年金から差し引き 個別に納付 社会保険庁など 八潮市</p>	<h3>第2号被保険者の保険料は?</h3> <p>国保、健保などの医療保険料と合わせて納付 社会保険診療報酬支払基金</p>
--	---



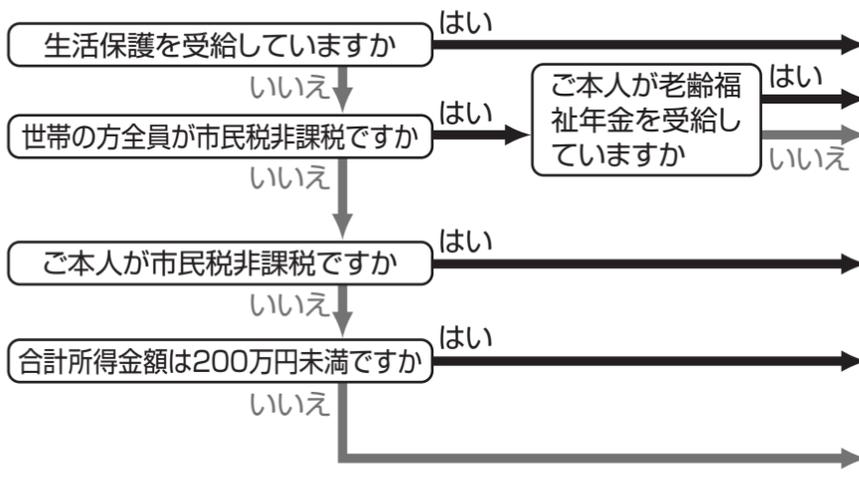
**問い合わせ 高齢いきがい課**  
 介護でお困りのことは、  
 介護支援係 ☎(内) 449へ  
 介護保険料のことは、  
 介護給付係 ☎(内) 443へ

## あなたの保険料は？

—65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料—

### ●保険料(年額)

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、介護保険のサービスに必要な費用などを勘案して保険料の基準額が算定され、この基準額を基礎とし、市民税の課税状況や所得に応じて保険料が5段階に分かれています。



## 平成17年度介護保険料の通知書を発送します

65歳以上の方の平成17年度介護保険料の通知書を次のとおり発送します。  
 ①特別徴収の方(年金から介護保険料が差し引かれる方)は6月15日  
 ②普通徴収の方(納付書または口座振替で納める方と10月から年金より差し引かれる方を含む)は6月14日

### ●保険料計算式

$$\text{保険料基準額(第3段階)} = \frac{\text{市の介護保険に係る費用のうち65歳以上の方が負担する分}}{\text{市内にお住まいで65歳以上の方の人数}}$$

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方、市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方	18,100円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方	27,100円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	36,200円 (基準額)
第4段階	本人が市民税課税者で平成16年中の合計所得金額が200万円未満の方	45,200円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が市民税課税者で平成16年中の合計所得金額が200万円以上の方	54,300円 (基準額×1.5)

### ※介護保険料の減額などを行っております

低所得者の方を対象に介護保険料の減額を行っております。対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。対象となる場合は、第2段階保険料の3分の1が減額されます。減額を希望する方は、市への申請を行ってください。(保険料第2段階の方には、保険料の通知書に減額の案内を同封して送付します) また、特別な事情で保険料が納められなくなった時は、減額のほかに徴収猶予や免除されることもありますので、介護保険の窓口へご相談ください。

～保険料減額対象要件～

- ①介護保険料第2段階(世帯全員が市民税非課税)
- ②一緒に住んでいる方全員の年間収入が120万円以下
- ③市民税課税者と生計を共にしていない
- ④市民税課税者から扶養を受けていない
- ⑤自宅を除き活用できる資産がない
- ⑥一緒に住んでいる人の預貯金の合計額が300万円以下

### ●保険料の納め方

年金の受給額によって「年金から差し引き納付書での納付 特別徴収」の2通りに分かります。

#### 年金から差し引かれる(特別徴収)の方

対象・・・老齢・退職(基礎)年金が年額18万円(月額1万5,000円)以上の方  
 ※老齢福祉年金・障害年金・遺族年金・寡婦年金・恩給等については、年金からの差し引きの対象となりません。

納め方・・・年6回の年金受け取りの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。



仮徴収 4月(1期)・6月(2期)・8月(3期)	本徴収 10月(4期)・12月(5期)・2月(6期)
前年の所得が確定していないため、暫定的に前年度2月の保険料額と同額を納めます。	確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。

#### ▶こんなときは普通徴収になります

- ①65歳(第1号被保険者)になった最初の年度
  - ②他の市区町村から転入した年度
  - ③所得段階の区分が変更となった年度
  - ④4月1日の時点で年金を受けていなかった年度
  - ⑤現況届の未提出、年金担保、年金差し止めなどで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合
  - ⑥収入申告のし直しなどにより、所得段階が変更になった場合
- ※年金の現況届の提出忘れて、介護保険料の差し引きができなくなる場合が多くなっています。ご注意ください。

#### 個別に納付する(普通徴収)の方

年間の保険料を10期(毎年6月～翌年3月)に分けて納付していただけます。

対象・・・老齢・退職(基礎)年金が年額18万円(月額1万5,000円)未満の方

納め方・・・納付書による金融機関などでの窓口払い、口座振替払いで納めます。



安全・便利で確実な **口座振替制度** をご利用ください

通知書

預(貯)金通帳

通帳の届出印

これらを持って、市指定の金融機関でお申し込みください。

※口座振替の場合は、決められた納期期日に引き落としとなりますので、残額をご確認ください。

### ◆40歳から64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

あなたが加入している医療保険によって保険料の額や納め方が異なります。

#### ○職場の健康保険や共済組合などに加入している方

- 保険料の額は、給料の額に応じて決められています。
- 納め方は、医療保険分と介護保険分を合わせて、給料から差し引かれる健康保険料として納めます。

#### ○国民健康保険に加入している方

- 保険料の額は、世帯内の40歳から64歳までの加入者の所得や人数などで決められます。
- 納め方は、医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税として、世帯主に納めていただきます。